

4月からの準備はできていますか？ その2. 立ち入り検査

令和6年度から医療法第25条第1項の立入検査に新たに働き方改革に関連する項目が追加されます。今号では、厚生労働省から示された立ち入り検査の項目と県内の医療機関からいただいたご質問への回答をお知らせします。

○厚生労働省から示された立入検査の新しい項目

立入検査項目		厚生省作成資料
医師の働き方改革関係の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が		必要な検査項目
あります。		
項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置(就業上の措置)を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師(特定対象医師)に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。	特定労務管理対象機関
<small>※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修期間及び特定高度技能研修機関の総称。</small>		

○医療機関からのご質問に対して高知県医療政策課から回答いただいた内容

Q：立ち入り検査の際に提出が必要な労働時間のチェックリストの様式はありますか？

A：立ち入り検査の際には、時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師一覧が確認できれば十分です。その過程となる労働時間のチェックについては特に様式は定めておらず任意のもので構いません。

Q：立ち入り検査の対象になる100時間超の面接指導対象には法人の理事も含まれますか？

A：診療に従事する医師であれば管理監督者も対象になります。

【勤改センター補足】100時間超の医師の面接指導を行うためには面接指導実施医師の資格が必要です。

Q：立ち入り検査の際に非常勤医師（他院からの派遣医師）の労働条件通知書の作成は必要ですか？

A：立ち入り検査においては、非常勤医師の労働条件通知書は確認しません。なお、派遣元の病院の承諾を示す書類（兼業許可申請書等）を確認することはあります。

Q：検診機関も該当するのですか？

A：対象外です。「病院等以外で勤務する医師」や「病院等で患者への診療を直接の目的とする業務を行わない医師（産業医、健診センターの医師、裁量労働制（大学における教授研究等）が適用される医師等）」は医師の働き方改革の対象に当たりません。時間外労働の上限時間は、一般の業種の労働者と同様の基準が適用されます。

【勤改センターより補足】次の表でご確認ください。

労働者	「医業に従事する医師」 (適用猶予の対象)	「特定医師」 (医師の上限規制の対象)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師 ・ 獣医師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血液センター等の勤務医 ・ 産業医 ・ 大学病院の裁量労働制適用医師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等で診療を行う医師 ・ 診療も行っている産業医

医師の時間外労働の上限規制の解説の最新情報は厚生省の [いきいき働く医療機関サポート Web \(https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/\)](https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/) でご確認ください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

厚生労働省「令和5年5月29日 医療労務管理アドバイザー向け「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A」説明会資料」より引用

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

